

皆野町中学校 部活動の方針

平成31年4月1日

皆野町立皆野中学校

1 はじめに

学校の部活動は、学校教育活動の一環として行われ、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的、自発的に参加し、異年齢との交流の中で、多様な学びができ、教育的意義が大きい。しかしながら、最近では部活動に係る生徒のバランスのとれた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスに関する課題が指摘されている。

こうした状況の中、国では平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。皆野町では平成30年8月に「皆野町部活動の方針」を策定した。

その策定を受け、本校の「皆野町中学校 部活動の方針」は、学校教育が目指す資質・能力の育成と教職員の働き方改革を両立させ、持続可能な運営体制が整えられるために策定するものである。

2 休養日及び活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように次の事項を基準とする。

- (1) 学期中 原則として、週当たり2日以上休養日を設定する。
 - ア 平日は少なくとも1日、土、日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - イ 週末に大会等で2日間とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
(原則として月曜日に休養日を設ける。)
 - ウ 中間テスト5日前、期末テスト7日前は、部活動を行わない。
 - エ 学校閉庁日は休養日とする。
 - オ 平日の休養日に関しては、各部で設定をする。
(特例として土日休養日とした部活動は、平日の休養日を設けなくてもよい。)
- (2) 長期休業中 学期中に準じた扱いを行う。
 - ア 生徒が十分な休養を取ることができるようにする。
 - イ 部活動以外にも多様に行うことができるように、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 活動時間
平日→2時間程度 学校の休業日（学期中の週末を含む）→3時間程度
※できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
※朝練習において、厳冬期（1月～2月）は活動無しとする。

3 大会等への対応

大会・コンクール等は生徒の目標実現のための場面であり、普段の練習の大きな励みとなっている。このことに鑑み、次のとおり、例外規定を定める。

- (1) 学校総合体育大会・新人兼県民総合スポーツ大会等の2大会の他、年間2回まで各種大会の計4回、開催日前の1か月に限り校長の承認を受け、規定する休養日及び活動時間に関わらず活動できる。（活動時間は16時間を超えないように配慮し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないように週1日は休養日を設けることが望ましい。）
- (2) 合唱などコンクール等へ向けての休養日及び活動時間も同様とする。
- (3) 校長は、各部活動の特性、生徒の心身の健康、部活動顧問の負担等を総合的に判断して、活動期間及び活動時間を定める。
- (4) 部活動顧問は、大会等へ向けた練習及び大会当日の活動計画、移動経路、移動方法等について、あらかじめ生徒及び保護者の理解を得る。

4 指導・運営に係わる体制の構築

- (1) 適正な数の部の設置
校長は、生徒数や教職員数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部の設置に努めるものとする。なお、部活動の改廃については、「皆野町立皆野中学校『部活動再編成計画』」に基づくものとする。
- (2) 体罰等の禁止
部活動の位置づけや目標を踏まえ、部活動顧問・外部指導者による行き過ぎた指導及び不適切な言動は厳に慎むものとする。

5 おわりに

本方針は平成31年4月1日から実施をする。本方針の策定後は、その都度、課題を検討して、部活動の指導・運営を整備していく。また、様式1に示す月毎の部活動計画・実績を校長へ提出する。